

小売電気事業者様向け説明会の内容に関していただいたご質問集

資料1

Q1. 平成28年1～2月に設備情報照会が出来る要件は何か。

A1. 設備情報照会依頼兼回答票に記載いただく「小売電気事業者名」「事業者コード」「小売電気事業者登録番号」で確認させていただきます。

Q2. 説明資料には個人情報の共同利用について記載があったが、プライバシーポリシーをあらためて発行するのか。

A2. 平成27年12月末までに、当社ホームページに公開している「個人情報の取扱いに関する基本方針」に共同利用の具体的な内容を掲載する予定です。

Q3. 使用量情報照会は委任状が必要と記載されているが、小売電気事業者の任意の書式でよいか。

A3. 当社ホームページ掲載の当社様式（電気ご使用量情報照会申込書兼委任状）をご利用ください。

Q4. 広域機関が発行する事業者コードについて教えて欲しい。

A4. 広域機関に会員登録すると5桁のコードが付与されます。

Q5. 複数の供給地点に対して設備情報および使用量情報照会を申込みする場合、1メールで1件の申込みしかできないのか。

A5. 設備情報照会と使用量情報照会はお申込み先が異なるため、別メールでの申込みをお願いいたします。

設備情報照会 については、50地点までに対して電力広域的運営推進機関の用意する様式（設備情報照会依頼兼回答票）1通でのお申込みが可能です。

使用量情報照会 については、1地点につき1通の当社様式（電気ご使用量情報照会申込書兼委任状）でのお申込みが必要となりますが、受信可能サイズ内（約10MB）であれば複数枚を添付してお申込みいただけます。

Q6. 平成28年1～2月の設備情報および使用量情報照会については、高圧以上でも対応出来るのか。

A6. 今回ご案内したスイッチング支援システム運用開始前の設備情報照会および使用量情報照会につきましては、低圧供給分のみが対象となります。

Q7. 平成28年1～2月の使用量情報照会に際しての本人確認方法について教えて欲しい。

A7. 平成28年1～2月は需要者さまの代理人としての小売電気事業者さまからの使用量情報照会となるため、従来通り需要者本人の委任状が必要となります。

Q8. 設備情報および使用量情報照会申込みメールに対する返答メールはもらえるのか。

A8. システム上受付通知メールを返す作りにはなっておりません。受付の翌営業日までに回答できない場合は、回答が遅れる旨を個別にご連絡させていただく予定です。

Q9. 低圧・高圧以上の需要家の供給地点特定番号はどのように開示されるのか。

A9. 現在、東京電力と契約している低圧のお客さまについては「電気ご使用量のお知らせ」などで、高圧以上のお客さまについては「電気料金等請求書」などで、1月検針日以降通知予定です。
現在、新電力と契約しているお客さまについては、年明け以降、東京電力ネットワークサービスセンターから新電力へメールなどで通知予定となります。

資料2

Q1. 説明の中では、事業所コード、地区番号、お客さま番号、供給地点特定番号などが出てきたが、各種手続きに必要なものは何か。

A1. 事業所番号は3桁、地区番号は2桁、お客さま番号は13桁の数字でございます。また、供給地点特定番号は22桁の数字でございます。

①スイッチング申込み においては、供給地点特定番号22桁の入力により、お申込みをお願いいたします。

②スイッチング廃止取次 においては、お客さま番号13桁の入力をお願いいたします。

③動静情報のご提供 においては、複数の事業所で同じお客さま番号を使っているケースがあることからお客さま番号13桁だけでは地点が特定できません。供給地点特定番号22桁 または 事業

所コード3桁+お客さま番号13桁 がわかると地点特定が容易になり業務が円滑に実施できるため、出来るだけ記載をお願いいたします。

- ④設備情報照会申込 につきましては申込様式に住所項目がないため、お客さま番号13桁 のみでご連絡いただいた場合、地点を特定することができない場合がございます。供給地点特定番号22桁 をご記載いただければ、お客さま番号・事業所コードともご記載不要ですので、事業所コードを把握されていない場合は、供給地点特定番号を記載のうえ、ご連絡をお願いいたします。
- なお、いずれの手続きにおきましても地区番号は不要となります。

Q2. 動静連絡をした場合は、スイッチング申込みをしたのと同様にお客さまに連絡が行くのか。

A2. 動静情報申込みによる計量器工事については、お客さまへ工事PR ビラを事前に配布する形でご案内をいたします。事前の電話連絡は行いません。

資料3

Q1. 他エリアで接続供給契約を締結している場合は、振替供給契約の締結をしていただくとするが、連系線利用計画については広域で処理すると認識している。それでも振替供給契約の締結が必要か。

A1. 必要となります。

契約者さまの料金計算は提出された計画に基づいて行いますが、託送契約上の電気の流れは、電力広域的運営推進機関からゲートクローズ後に受領した紐づけ情報の経路としております。紐づけ情報は、全国（沖縄電力除く）の発電所と需要家を自動的に結びつけるため、他エリアの発電所と結びつく可能性があります。このため、接続供給契約と合わせて他エリアで振替供給兼基本契約の締結が必要となります。

Q2. 平成28年4月以降に小売電気事業を開始する場合の接続供給などの契約締結日は、実際の接続供給開始前の、平成28年3月中の締結日という認識で良いか。

A2. 当社の場合、分社化により社名変更となるため、契約締結日は平成28年4月1日を予定しております。契約の更改についても契約締結日は平成28年4月1日を予定しております。

Q3. 新規に、託送供給等を開始する場合、東京電力の中央給電指令所のシステム構築に3ヶ月程度必要とあるが、平成28年4月1日から必ず託送供給等を開始する内容の覚書の提出をもって託送供給等の開始の申込みを受付してもらえないか。

A3. 平成28年4月における需要と発電の計画等をあらかじめ確認することで、システム構築の着手をさせていただきたいと考えております。

Q4. 通常、システム構築に3ヶ月かかるとあるが、自由化前は、2ヶ月で済むのはどういうことか。

A4. 平成28年4月の小売全面自由化開始においては、多数の小売電気事業者さまが託送供給等の開始をご希望すると予想しているため、2ヶ月で対応出来るように事前に当社内でシステム構築が間に合うよう調整をしております。

Q5. 現状は、供給地点が増加する度に接続供給契約書の一部改訂する対応をしていたが、煩雑なので、システム上契約が成立しているのであれば、一部改訂契約の締結が省略出来るようにして欲しい。

A5. 平成28年4月1日以降は、供給地点・受電地点を当社と新電力様で相互確認出来る一覧（明細表と言います）を用いて、供給地点・受電地点の増減に伴う一部改訂契約の締結が省略できるように考えております。

Q6. 託送供給等約款に承諾書の提出を省略できると記載あるが、どのように運用するのか。

A6. 同意書等の提出をもって承諾書の提出を省略できるよう検討中です。

Q7. 発電量調整供給契約では、1事業者の中に他の事業者の発電バランスグループを含めるといった代表契約者制度を適用することが出来るのか。

A7. 発電量調整供給契約においては、複数の発電バランスグループ設定が可能であり、発電契約者間での転売・持ち替えも可能としているので、代表契約者制度は適用になりません。

Q1. 低圧の新增設の受付は毎日してもらえるのか。

A1. 平日は毎日受付いたします。

Q2. 家屋新設において、供給者が未定の場合はどうすれば良いか。家屋の新築では小売電気事業者を決める人がいないのではないかと心配している。

A2. 家屋を新設するにあたり、工務店の方など全体の取りまとめをする方が小売電気事業者を決めて新設のお申込みをしていただければと思います。

Q3. 工務店の方など従来から慣れている東京電力の小売り部門への申込みをすることが多くなるのではないか。

A3. 工務店の方などが当社の小売り部門を供給先とするお申込みをしたとしても、入居者は別の小売電気事業者を選択することが可能ですので、入居者が決定した段階でスイッチング手続きは可能となります。

Q4. 動力の申込書様式案で、負荷設備契約を求めているのは何故か。託送供給等約款においては負荷設備契約は不要となるのではないか。

A4. 臨時動力では負荷設備契約が残ること、実量制の場合でも49kWか50kWの低圧で供給できる境を確認するために申込書様式案に記載させていただいております。

Q5. 従来工事店は直接東京電力に電気使用申込書などの書類を提出することが多かったが、この申込書を電気工事店への周知はしているのか。

A5. 直接ネットワークサービスセンターからは周知はしておりませんが、1月以降様式の確定次第、東京電力から電気工事店組合に周知予定です。

Q6. 申込書の様式の公開は、ネットワークサービスセンターのホームページを予定しているのか？

A6. 当社ネットワークサービスセンターのホームページに、1月以降申込書の様式を公開する予定です。また、申込書の記載事項についても併せて公開する予定です。

Q7. 現状の接続供給申込書は、高圧以上については統一様式であるが、低圧も統一化されるのか。

A7. 平成28年4月の断面で低圧の申込書についても統一化出来るよう、検討中です。

Q8. 発電場所の新設申込みにおいて需要側の契約が必要となることについて、詳細を教えてください。

A8. 発電設備を新設する場合、系統側から発電設備の所内設備などの電力を吸い込むことになるため、需要側の契約申込みが必要となります。需要側の接続供給契約申込みは、発電側の発電量調整供給契約の申込みを提出するのと同じタイミングでご提出をお願いいたします。

資料5-1

Q1. 定例検針日でのスイッチングについて、平成28年4月は案内通りと認識しているが、平成28年4月以降は標準日数でお願いできるのか。それとも平成28年4月以降も定例検針日で申込みをしなければならないのか。

A1. 基本的にはお客さまがスイッチング開始日を選択するものではあるものの、スマートメーターに取り替えされていないケースの多い小売全面自由化初期においては、定例検針日での切り替えにご理解・ご協力をお願いしたいと思います。なお、申込みの状況によっては、平成28年5月以降も定例検針日での切り替えをお願いする状況も発生し得ると考えております。

Q2. スマートメーター設置工事について、対応力に限界があるとの説明根拠がわからない。月20万件の根拠を教えてください。

A2. スマートメーターにつきましては、現在、新築や法定取替（メーターの検定有効期間10年の満了）等にあわせて順次設置を進めていますが、平成28年4月の小売全面自由化を開始することを踏まえ、新築・法定取替等に加えて、年間250万台規模の前倒し設置を行うこととしております（これにより当初の10年計画から3年前倒し、平成32年度までに2700万台全数設置）。
スイッチングによるスマートメーター化工事については、当該前倒し設置分の専用工事力を用いて実施することとし、対応力としては月あたり最大20万件となります。

Q3. 定例検針日での供給者変更のお願いについて、切り替え日については需要家が決める話なのに、東京電力の説明はお願いを超えたスタンスであると感じ、理解できない。

A3. 定例検針日付での供給者変更については、小売全面自由化を円滑に進めるにあたってのお願いでございます。なお、定例検針日付での供給者変更をした場合、電気料金の切り分けもし易いため、お客さまもご理解いただける部分はあると考えております。

資料5-2

Q1. スマートメーターに取り替えされた場合、検針日は固定となるのか。

A1. 検針日は従来同様エリアごとに定められた日程に変更はございません。自由化メニューに移行し、スマートメーターに取り替えされた場合、計量日制に移行することとなり、毎月の料金算定期間日数がほぼ一定となります。

なお、検針日、計量日についての説明は以下の通りです。

- ・検針日…当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（基本検針日）および休日等を考慮して定め、あらかじめ受電地点または供給地点ごとにお知らせした日となります。ただし、毎月同一の日とは限りません。
- ・計量日…当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力量等が記録型計量器に記録される日で基本検針日に応じて定めた毎月同一の日となります。

資料5-3

Q1. 平成28年5月以降の地区番号と検針日の対照表はあるのか。

A1. 平成27年12月24日に当社ホームページ（URLは別途メールにてお知らせいたします）に開設する「電気の供給者変更のお手続きについて」の特設Webサイトに年間の検針カレンダーを掲載する予定となります。

Q2. 分散検針が実施された後、検針日ごとの確定使用量の通知は、いつ小売電気事業者が取得できるのか。

A2. 各検針日に確定使用量の通知を取得いただくことができます。

なお、一般送配電事業者が確定使用量の通知を提供した時点で使用量が確定できていない供給地点があった場合、その供給地点は使用量が確定できた後に確定使用量の通知を追加して提供いたします。

資料5-4

Q1. スマートメーター化工事は立ち会い不要とのことだが、取り外したメーターの電力量は工事会社の報告を信用するのか。

A1. 取り外し指針については、工事会社が携行しているハンディーターミナルに登録します。現物の指針確認はお客さまが立ち会わなかった場合は工事会社が投函する取り替え結果用紙をお客さまが確認することとなります。

Q2. 現状のスマートメーター化工事において、停電を伴うか否かの実績割合を教えてください。

A2. スイッチングに伴い停電になるパターンは無停電取替工具が使用できないケースであり、設置スペースが確保できないケースと負荷電流60Aを超過しているケースなどがあります。

参考として、平成26年度の単独計器の法定取替（計量法に定められた期間に基づく計量器交換工事）においては、停電工事の割合は約5%の実績となります。

Q3. スイッチング取替時の工事会社の名乗りのスクリプトも案内して欲しい。

A3. 「東京電力からメーター工事の依頼を受けている〇〇会社の××です。」のようにする予定となります。

Q4. スマートメーター交換において詐欺事件が発生しないような防止策の検討をお願いします。

A4. ご指摘のような、スマートメーター交換工事において詐欺事件が発生しないような名乗り、対応スクリプトは検討中となります。

一方で円滑なスマートメーター交換工事が出来るように、小売電気事業者さまからお客さまへ以

下の点を周知していただけると幸いです。

- ・スマートメーター交換は無料であること。
- ・当社から依頼された工事会社は、当社発行の委託従事者証を保有していることから、不審者と思われる方などから連絡があった場合は、委託従事者証による確認を行うこと。

Q5. 従量電灯の契約の需要家が、スイッチングをして、アンペア変更する場合の取替について教えてください。また、この場合のサービスブレーカー（SB）の扱いについて教えてください。

A5. スイッチング支援システムの仕様上、スイッチング申込みとアンペア変更申込みを同時に行うことは出来ません。

スイッチング支援システムにより供給者変更をしていただき、その後、アンペア変更のお申し込みをすることになります。スイッチング申込みに伴い、メーターのみ交換し、SBは残置いたします。SBについては、アンペア変更の申込みにより取り外すこととなります。

Q6. SB契約の需要家がスマートメーター化された場合、遮断機能はスマートメーターの内蔵ブレーカーになると思うが、スマートメーターの内蔵ブレーカーが解放された場合の復帰機能について教えてください。

A6. 10秒で自動復帰です。初回動作から30分間の間に残り9回動作するとロックされます。

資料5-5

Q1. 高圧の契約電力 500kW 未満の供給地点のスイッチングにおける繰上検針がシステム上対応可能な件数はどの程度あるのか。また、どのように周知するのか。

A1. 対応可能件数は精査したうえで当社ホームページやスイッチング支援システムのトップページ上等での周知を予定しております。

Q2. 高圧の契約電力 500kW 未満の繰上検針の選択の対応上限は、東電エリア全体で提示されるのか、小売電気事業者毎に枠として割り当てられるものなのか。

A2. 対応可能な件数の提示は東電エリア全体として提示する予定となります。

Q3. 高圧の契約電力 500kW 未満の検針日の選択についてはわかったが、契約電力 500kW 以上の場合でスイッチングをする際は、検針日の選択はどうなるのか。

A3. 1日検針を継続いたします。

その他のご質問

Q1. 高圧の契約電力 500kW 未満のスイッチングに要する期間はどの程度か。

A1. 現在、当社ネットワークサービスセンターホームページ上にご案内の通り、自動検針化されていない需要家であれば、6週間前、自動検針化済みであれば、2週間前までにスイッチングのお申込みをお願いいたします。

Q2. 平成 28 年 4 月以降は接続供給契約と発電量調整供給契約になり、料金調停などのデータフォーマットも変わると認識しているが、事前開示いただけるか。

A2. 次回説明会で確定されているものについて開示いたします。

Q3. 託送料金の計算方法は検針日ごとになるのか。

A3. 日程等別料金は、検針日や協議日等が同一となる送電サービス料金（供給地点ごとに円未満を切り捨て）を合計したものといたします。

なお、協議日についての説明は以下の通りです。

- ・協議日・・・発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合等は、電力量または最大需要電力量等を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めますが、その協議（協定）が成立した日を協議日といたします。

Q4. 託送料金とインバランス料金の請求は分かれるのか。

A4. インバランス料金は日程等別料金に含まれず、料金算定期間を1日から月末までとし、翌々月初に算定して請求いたします。日程等別料金をN月とした場合、インバランス料金はN+2月となります。